

選挙権年齢の引下げに関する検討状況について

総務省

1 平成19年5月の日本国憲法の改正手続に関する法律の成立後、同法附則第3条第1項を踏まえ、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の年齢条項について検討が行われてきたところでありますが、平成22年5月の同法の施行を経て、今日まで、公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について、必要な法制上の措置を講ずるに至っていない状況にあります。

2 選挙権年齢の引下げについては、総務省としては、仮に、民法の成年年齢や少年法の適用対象年齢とずれが生ずると、社会的・経済的に自立しうる主体と認められない者である民法上の未成年者に対し、政治への参加資格である選挙権を認めることとなること、原則として刑事責任を問われず保護処分とされる少年法上の少年に対し、選挙権を認めることとなることから、選挙権年齢はこれらと一致することが適切であると考え、その旨説明をしてまいりました。

この点、諸外国においても、選挙権年齢、民法の成年年齢及び刑事手続において少年として取り扱われなくなる年齢は、例えばG8では、原則として一致しているところであります。

- 3 なお、仮に、選挙権年齢と少年法の適用対象年齢にずれが生じた場合には、実務的には、18歳・19歳の者が選挙犯罪等の犯罪を犯しても、原則として保護処分となり、公民権停止の対象とならないといった点について、20歳以上の者との均衡を失することとなり、この点をどのように整理するかが論点となるものと考えております。
- 4 選挙権年齢の引下げについては、今後、各党各会派において議論が行われるものと承知していますが、総務省としては、立法府において結論が出された場合には、それに基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。